

尖閣諸島をめぐる「領有権問題」否定の起源 ：政策的解決への可能性

筈米地, 真理 / TOMABECHI, Masato

(出版者 / Publisher)

法政大学公共政策研究科『公共政策志林』編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

公共政策志林 / 公共政策志林

(巻 / Volume)

3

(開始ページ / Start Page)

139

(終了ページ / End Page)

153

(発行年 / Year)

2015-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012120>

〈投稿論文〉

尖閣諸島をめぐる「領有権問題」否定の起源 —政策的解決への可能性—

筈米地 真理

要旨

尖閣諸島に関する日本政府の「基本見解」は、「尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在していません」である。これを見れば、明治政府が1895年に尖閣諸島を編入する閣議決定を行って以来、一貫して政府がそのように主張していたものと考えがちである。

しかし、筆者は国会会議録や関連する公文書を精査し、「尖閣諸島の領有権をめぐって解決すべき問題はそもそも存在しない」と最初に政府が明言したのは1985年4月であることを修士論文で明らかにした。従来の先行研究では、日本政府による領有権問題の否定は1990年代からとするものはあるが、1985年4月の安倍晋太郎外相の国会答弁が起源だと解明したものは、管見の限り見当たらない。しかも、その安倍外相の答弁には、尖閣「問題」を解決するためのヒントとなりえる現実的な視点も含まれている。

2013年12月26日、安倍晋三首相は、2006年から2007年の第一次内閣時には自制していた靖国神社参拝を実行し、中国側は強く反発した。他方、首相の父親である安倍晋太郎は、1985年4月に外相として、石油共同開発についても念頭においた上で、大陸棚の開発については「今後中国側とも相談をしていく必要がある」と答えていた。

自衛隊機への中国軍機による異常接近など、その後も継続する緊張状況もふまえ、尖閣諸島「問題」に対する政策的解決策を提言したい。

キーワード：尖閣諸島、領有権、棚上げ、先占の法理、共同開発

はじめに

尖閣諸島¹について、「中国・台湾は石油の存在が指摘された後の1971年に初めて『領有権』を主張²」したが、実は、日本政府も1970年以前は領有権を主張していなかった。

このように、尖閣諸島については誤解と不都合な事実が存在する。本論文の目的は、いくつかの誤謬をささやかながら軌道修正することにある。

尖閣諸島に関する日本政府の立場は、「尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現にわが国はこれを

有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在していません³」である。日本政府の「尖閣諸島についての基本見解」冒頭のこの文章を見れば、1895年に尖閣諸島を編入する閣議決定を行って以来、一貫して日本政府がそのように主張していたものと考えがちである。しかし、筆者は国会会議録と関連する公文書を精査し、ほとんど知られていない事実なのだが、日本政府が尖閣諸島の領有権を明言したのは1970年になってからであること、さらに「尖閣諸島の領有権をめぐって解決すべき問題はそもそも存在しない」と最初に政府が主張したのは1985年4月で

あることを第一に明らかにしたい。

一方で中華人民共和国（以下、中国）側は、日本政府が領土問題の存在を認めることを求めており、首脳会議は実現したものの、日中間における政府間の具体的な関係改善はこれからの課題である。

2012年12月の第46回衆議院議員総選挙において、歴史的な大敗北を喫して政権を失った民主党の敗因はいくつか挙げられるが、尖閣諸島問題への対応が、原因の一つであったと考えられる。特に、2012年9月の野田内閣による尖閣「国有化⁴」をきっかけに、中国国内では、焼き討ちや略奪なども含む大規模な「反日暴動」が発生した。日本国内においても、多くの日本人の反中感情が高まりを見せるなど、日中国交正常化以降で最も厳しい対立局面が生まれることとなった。「反日暴動」のイメージが強烈であったこともあり、民主党政権になってから尖閣問題は先鋭化したとされる。また、尖閣をめぐる民主党政権に対する批判として、前原誠司外相が「棚上げ⁵」を否定する国会答弁を行った⁶ことが問題視された⁷。しかし、1975年から「棚上げ合意はない」というのが、日本政府の一貫した公式見解であった。民主党政権が政府見解を変更したのではなく、政府見解に拘泥した実務対応を行った点が関係悪化の原因であったことを第二に解明したい。

では、2009年以前の自民党政権下における外交実務上の対応は、いかなるものであったのか。端的な例として、2004年に発生した中国人活動家による尖閣上陸事件への小泉内閣の対応がわかりやすい。上陸した彼らは逮捕されたものの、起訴されることなく、強制送還という形で中国へ戻ったのである。この実務対応は、現状を変更することはしないという「棚上げ」方式に基づいた対応だと考えられる⁸。

他方、2010年9月に発生した尖閣諸島沖漁船衝突事件における菅内閣は、逮捕した漁船の船長の拘留延長を決定し、起訴する構えを見せた。自民党政権は、政府見解と現実対応を使い分け、決定的な対立を回避してきたが、民主党政権は、政府見解に合わせた現実対応を行った。しかし、2度も拘留延長をしておきながら、結果的には、処分保留という名目で船長を退去手続きによって中国へ送還したこと

で、国内ではいっそうの批判を浴びた。さらに、政府見解は変更していないにもかかわらず、中国側に「これまでの“暗黙の了解”を変更するのではないか」との疑心を抱かせ、解決を困難にしてしまったのではないか。

2012年9月の尖閣「国有化」以降、公船の領海侵入や防空識別圏の設定など、中国による尖閣諸島の実効支配も視野に入れた行動が目立っている。この状況下において、お互いに自国に不都合な事実はなかったことにして、有利な事実のみを根拠に論争を続けていては、不測事態を防ぐことが困難になるだろう。このような問題意識から、日本にとって不利になるであろう事実もふまえた上で、どのように解決すべきかを最後に提起したい。具体的には、「領有権問題」否定の起源となる1985年4月の安倍晋太郎外相の国会答弁を分析することで「問題」解決のヒントを探り、実現可能な政策的解決策を提示し、安定した日中関係を構築するための公共政策の形成を目指すものである⁹。

第1章 尖閣諸島に関する政府見解の変遷

1.1 1950年代——日本政府は島の名を答えられず

国会における尖閣諸島に関する最初の言及は、1954年2月の立川宗保・水産庁漁政部長による発言である。これは、鹿児島県串木野の漁業協同組合長からの陳情——ヘルイ軍演習海域は当地遠洋漁業者にとっては唯一の漁場であり、演習海域の変更を関係要路に折衝願いたいという内容——に対する政府の以下の説明である。

ヘルイ演習場と申しますのは、私どもどこかはつきりわかりませんが、(中略)漁釣島だろうと思います。魚釣島でありますならば、これは実はいわば琉球政府の所管と言いますか、琉球附近の島嶼の演習場でありましてこれは私どもも鹿児島県の業界のほうから(中略)極めて大変である、こういうお話を伺っております¹⁰。

この答弁には「漁釣島」と「魚釣島」の二つの島名が記されている。発言者は何らかの意図があって使い分けた可能性も否定はできないが、「漁釣島」

という島名は存在しないので「魚釣島」を言い間違えたと推測される。立川の答弁は、島名を言い間違えただけではない。魚釣島を「演習場」というのも誤りである。米軍の演習場は尖閣諸島の久場島（黄尾嶼）と大正島（赤尾嶼）であり、「魚釣島」が演習場になった事実はないのである¹¹。この点からも、当時の日本政府の尖閣諸島に対する認識の低さを表す答弁であるといえよう。

その翌年の1955年も、魚釣島付近で発生した第三清徳丸事件をとりあげた7月の中川融外務省アジア局長による以下の答弁がある。「琉球の一番南の方の台湾に近い島、非常に小さな島のようにありますが……¹²」というもので、「尖閣」とも「魚釣島」とも言及していない。質問者が触れている琉球政府立法院の決議の中に「琉球列島魚釣島付近」とあり、帰属と島名が述べられているにもかかわらずである。1972年の沖縄返還前は、沖縄の施政権は米国にあった。それにしても、被害にあった「琉球住民」が「日本国民である」と認識していたにもかかわらず、事件の発生した付近の島名を政府が答えられないのは問題であるといえよう。

それ以降は、沖縄返還が現実的な問題となる1967年まで、尖閣諸島に関する質問がされたことはなかったようである。1967年6月、公明党の渡部一郎衆議院議員が初めて「尖閣群島」という名称を使って、塚原俊郎総理府総務長官に「尖閣群島に先ごろから台湾の人が住みついておって、どうやら占領している気配もある¹³」と質問をしている。しかし、沖縄問題の担当大臣である塚原は領有権の問題には触れず、「何ら報告を受けておりません¹⁴」と答弁をしている。同年7月にも渡部は、台湾からきた人々が「基地を設けておる¹⁵」のは「まずいのではないか¹⁶」と質問を行った。しかし、佐藤栄作首相は領有権や主権の問題には触れず、「沖縄の問題、これはいわゆる施政権がこちらにございませんで、（中略）台湾に対して場合によったら直接話をしてもいいと思いますが、これはやはり施政権者から話さすのが本筋だ¹⁷」と答えた。これが尖閣諸島に関する最初の首相による国会答弁である。

渡部は、翌1968年8月にも、尖閣に「大根拠地が

でき上がっておるようであります¹⁸」と質問をした。それに対し、東郷文彦外務省アメリカ局長は、「尖閣列島その他における領海侵犯の問題¹⁹」と述べ、領海侵犯等を「まことに遺憾なる事態²⁰」とはしているが、尖閣諸島の帰属・領有権については明言していない。1969年4月にも「台湾の漁民が出漁しておるだけでなく、最近におきましては漁業根拠地ができて²¹」と、渡部は四度目となる質問を行った。東郷アメリカ局長は、「たびたび巡視を最近もいたすようになりまして、（中略）島に標識を立てる（中略）等、領海侵犯あるいは領土の侵犯のようなことはなくなるように、今日からも努力しております²²」とは答弁しているが、領有権には言及していない。

1.2 1970年——日本政府が尖閣諸島の領有権を主張

しかしながら、1970年の4月、参議院予算委員会の分科会で、山中貞則総理府総務長官が「大陸だなの問題は、中共と、中華民国との関係もありまして、議論を呼ぶかもしれませんが、しかしながら、私どもとしては、明らかに石垣島に属する島でございませぬ²³」と初めて帰属に関する答弁をした。質問者は沖縄の海洋開発に対して質問をし、尖閣諸島のことは聞いていないにもかかわらず、沖縄返還問題の担当大臣である山中が突然に答えたのである。同年8月10日には、愛知揆一外相が「尖閣列島については、これがわがほうの南西諸島の一部であるというわがほうのかねがねの主張あるいは姿勢というものは（中略）、国民政府が承知をしておる²⁴」と答弁した。しかし、質問者からも「どうも外務大臣の御答弁は歯切れが悪い²⁵」言われたように、明快な見解とは言いがたい。

他方、8月31日には、琉球政府立法院が「決議第12号 尖閣列島の領土防衛に関する要請決議」を採択した。決議には「元来、尖閣列島は、八重山石垣市宇登野城の行政区域に属しており、（中略）同島の領土権について疑問の余地はない²⁶」とあり、尖閣諸島の帰属・領有権について日本側が最初に明言した見解であると沖縄大学名誉教授の新崎盛暉は指摘している²⁷。

尖閣諸島の領有権に関する日本政府の最初の明快な国会答弁は、大臣による答弁ではなかった。9月7日、外務省条約局の山崎敏夫参事官が「尖閣諸島の領有権に関しましてはまさに議論の余地のないところである、明らかにわれわれの領土²⁸」と初めて明示的に答弁した。

尖閣諸島の領有権を主張する最初の大臣答弁は、3日後の9月10日、愛知揆一外相の答弁である。愛知は、「尖閣諸島の領有権問題につきましては、いかなる政府とも交渉とか何とかを持つべき筋合いのものではない、領土権としては、これは明確に領土権を日本側が持っている。(中略)一点の疑う余地もない。日本国の領有権のあるものである²⁹」と明言した。

同じ9月10日、琉球政府は「尖閣列島の領有権および大陸ダナ資源の開発主権に関する主張」を発表し、同政府に提出されている尖閣周辺の石油採掘の鉱業権申請に対して、年内に認可する旨を表明した。「主張」の中では、「同列島が琉球に属し、1972年の日本に返還に際しては返還区域内に含まれていることは何ら疑う余地のないほど明白なことである³⁰」と述べ、尖閣列島の領有を宣言した。その根拠としては、①1884年に古賀辰四郎によって発見され、同氏によって羽毛や鳥ふんの採取、カツオ節製造工場の建設等がなされた実績がある②1895年の1月14日の閣議決定を経て、翌1896年4月1日の勅令13号に基づき日本領土と決められ、沖縄県八重山郡石垣村に属することになったこと③対日平和条約発効後も米民政府布告第27号「琉球列島の地理的境界」の中に同列島が含まれているの3点を挙げている。国会における愛知外相の答弁と同じ日に、根拠を挙げて琉球政府が領有を明言したのである。

9月17日には、「琉球政府声明 尖閣列島の領土権について」が発表された。この声明は、尖閣諸島を初めて「我が国固有の国土³¹」と謳い、領有の根拠として、「国際法上の無主地であった³²」尖閣諸島を1895年1月14日の閣議決定によって編入し、1896年4月の勅令13号によって「国内法上の領土編入措置がとられた³³」ことを根拠立てて詳細に説明したものである。

琉球政府声明が発出された直後の10月7日、山中総理府総務長官は「明治28年の閣議決定、29年の勅令による石垣島の区画決定による日本の尖閣列島に対する明確なる領土権のもとにおいて³⁴」と答弁し、1895年の閣議決定と翌年の勅令によって尖閣諸島を編入した旨を初めて主張した。

なお、答弁書が閣議決定されることから、国会答弁よりも重みがある「質問主意書」への答弁としては、榑崎弥之助衆議院議員が提出した質問に対して、1971年11月に佐藤首相が「尖閣列島が日本国の領土であることの根拠³⁵」として、以下の答弁書を閣議決定している。注目すべきは、領有の根拠として、1895年の閣議決定とその翌年の勅令に言及していないことである。国会においては大臣が答弁し、また琉球政府としては声明でも言及したが、政府の統一見解文書となる質問主意書への答弁書においては、1895年の閣議決定を十分な領有根拠とは認定しえなかったのであろう。

尖閣列島は、歴史的に一貫してわが国の領土たる南西諸島の一部を構成し、明治二十八年五月発効の下関条約第二条に基づきわが国が清国より割譲を受けた台湾及び澎湖諸島には含まれていない。したがって、サンフランシスコ平和条約においても、尖閣列島は、同条約第二条に基づきわが国が放棄した領土のうちには含まれず、第三条に基づき南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下におかれ、本年六月十七日署名の琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（沖縄返還協定）によりわが国に施政権が返還されることとなっている地域の中に含まれている。以上の事実は、わが国の領土としての尖閣列島の地位を何よりも明瞭に示すものである³⁶。

1.3 領有権主張の背景

以上、みてきたように、1967年6月には、尖閣諸島に「台湾の人が住みついて」いる問題を指摘されても、担当大臣は「何ら報告を受けておりません」と答弁した。同年7月には佐藤首相は「施政権者から話さずのが本筋だ」と述べ、沖縄の地位に関する「日本国との平和条約」（サンフランシスコ平和条

約) 第3条は「日本の主権が残存する」との意味だとされているにもかかわらず³⁷, 「潜在主権 (または残存主権) がある」とは答弁しなかった。また, 翌1968年8月に東郷アメリカ局長は, 領海侵犯等を「まことに遺憾なる事態」とは述べたものの, 尖閣諸島の帰属について明言しなかった。

そのような日本政府の態度が, 1970年に変化することとなった。同年4月には「石垣島に属する島」との答弁となり, 8月には愛知外相が「南西諸島の一部である」と答え, 9月には「領有権問題につきましては, いかなる政府とも交渉とか何とかを持つべき筋合いのものではない」との強い表現に変遷していったのである。

同時に, 返還前の沖縄においても, 同年8月31日には, 琉球政府立法院が「決議第12号 尖閣列島の領土防衛に関する要請決議」を採択し, 9月10日には, 琉球政府は「尖閣列島の領有権および大陸ダナ資源の開発主権に関する主張」を発表した。9月17日には「琉球政府声明 尖閣列島の領土権について」の中で, 日本政府よりも早く, 領有の根拠が1895年の閣議決定であることを主張した。その背景には何があったのか。

1968年10月から11月にかけて, 国連アジア極東経済委員会 (ECAFE: UN Economic Commission for Asia and Pacific) とアジア海域沿岸鉱物資源共同探査調整委員会 (CCOP: Committee for Co-ordination of Joint Prospecting for Mineral Resources in Asian Off-shore Area) の提携のもと, 米国・日本・韓国・台湾の地質学者たちが東シナ海で海底調査を実施し, その結果, 豊富な石油埋蔵の可能性があることが明らかになった³⁸。

高橋庄五郎は, 『尖閣列島ノート』の「まえがき」で以下の趣旨を述べている。日本側では, 総理府の外郭団体である南方同胞援護会の「尖閣列島研究会」が, 日本の領有権主張の根拠となるべき資料を沖縄本島と石垣島で収集し, その結論として, 国際法の「無主地の先占」によって尖閣列島を領有したと主張しはじめた。尖閣列島が石油で燃えあがったとき, 外務省には, 尖閣列島を領土編入したいきさつはこうだったと, ただちに説明できるファイルは

なかった。尖閣列島の島々についての正確な地図もなかったし, 尖閣列島の位置を経緯度で示したのもなかったのである³⁹。

高橋のいうように, ECAFE の調査結果によって, 「尖閣列島が石油で燃えあがったとき」, 「尖閣列島を領土編入したいきさつ」を「説明できるファイル」が外務省になかったとすれば, 1970年以前の国会答弁で, 政府が正確な島名を答えられなかったことも, 領有権を明言しなかったことも納得ができるものといえよう。

1971年3月, 南方同胞援護会が刊行した『季刊沖縄』第56号の編集後記には, 「埋づもれた資料の収集のため, 沖縄本島および現地石垣島へ, 奥原敏雄 国土館大学講師を派遣して, 可成りの収穫をあげることができた⁴⁰」と記されている。ここに出てくる奥原敏雄は, 「日本の国際法学者では初めて法的観点から尖閣列島を日本の領土であるとする論陣を張った⁴¹」と評されている。1970年に「尖閣列島の法的地位」を『季刊沖縄』第52号で発表し, 1973年の「尖閣列島と井上清論文」では, 井上清が『尖閣列島 釣魚諸島の史的解明』で展開した中国帰属論に具体的な反論を行い, 『尖閣列島』日本領論者⁴²の第一人者ともいえる人物である。その奥原は, この頃のことを2012年に対談の中で, 以下のように語っている。

1968年2月頃, (中略) 沖縄を視察することになったのです。(中略) 尖閣列島の問題に関しては, 沖縄民政府の担当だと思っていたので, 石垣島ではあまり話を出しませんでした。ところが, 那覇の日本政府事務所では話をしてみても, 魚釣島のみならず尖閣列島の島々の名前さえはっきりは知らなかったのです。(中略) 尖閣列島は地元民の関心の外だったとしても不思議ではないですね。(中略) 尖閣列島が日本に帰属すると書くよう政府に頼まれたことはなかったのですが, 政府は, 私が尖閣の問題を取り上げていたことに感謝していたと思います。(中略) 欲しい資料の収集については, 南方同胞援護会と外務省が大変協力的でした⁴³。

尖閣諸島について, 「中国・台湾は石油の存在が

指摘された後の1971年に初めて『領有権』を主張⁴⁴したのは事実であり、「尖閣諸島についての基本見解」の中でも同様の趣旨が述べられている。このような、「中国や台湾の領有主張は、石油が出てからの後出しジャンケン」的な表現は、日本領有の根拠として巷間に流布している“定説”である。

しかし、これまでに筆者が明らかにした日本政府による国会答弁の変遷をみれば、1970年9月までは、日本政府も尖閣諸島の領有権について主張していないことがわかる。それまでは、アホウドリが獲り尽くされ⁴⁵、資源がなくなった小さな無人島は忘れられていたのである。1972年9月の日中国交正常化交渉における第3回首脳会談で周恩来が田中角栄に述べたように「石油が出るから⁴⁶」日本も台湾も中国も注目し、「問題になった⁴⁷」のである。尖閣周辺における石油埋蔵の可能性が出てきたからこそ、日本政府は南方同胞援護会や奥原の協力のもとで関係資料を収集し、領有権の根拠を論理だて、その整理がついた1970年の9月になって、初めて日本の領有権を明言したのである。

このことを文献で指摘した専門家は、高橋の他には、管見の限り村田忠禧⁴⁸と新崎盛暉⁴⁹のみである。一方、中国側では、北京大学の徐勇⁵⁰と羅歆欣⁵¹、上海国際問題研究院の廉徳瑰⁵²らが、ECAFÉ 調査によって石油埋蔵の可能性があることが明らかになってから日本政府が尖閣諸島の領有権を主張しはじめたことを指摘している。

第2章 領有権問題否定の起源と「問題」解決のヒント

2.1 1979年——園田直外相の答弁と読売新聞の社説

1978年8月に日中平和友好条約を締結した園田直外相は、沖縄開発庁等が行った尖閣列島の調査開発について中国側が抗議したことにに関して、1979年5月、政府見解とは異なる視点となる以下の答弁をしている。「棚上げ」を主張した鄧小平発言を評価しながらも、政府として否定している「棚上げ」という言葉を使うわけにはいかず、「あとの答弁はお許しを願いたい」という言外から、「棚上げこそ国益

なのだ」という園田の“思い”がうかがえる名答弁である。

日本の国益ということを考えて場合に、じっとしていまの状態を続けていった方が国益なのか、あるいはここに問題をいろいろ起こした方が国益なのか。私は、じっとして、鄧小平副主席が言われた、この前の漁船団のような事件⁵³はしない、二十年、三十年、いまのままでもいいじゃないかというような状態で通すことが日本独自の利益からいってもありがたいことではないかと考えることだけで、あとの答弁はお許しを願いたいと存じます⁵⁴。

中国外交部筋で慎重に行動してほしいという言動があったやの情報は聞きますが、その気持ちは外務大臣としては十分に理解し得るものでありまして、尖閣列島の置かれた立場、現在有効支配をしておる、わが国の領土である、そういうものを中国がいまのまま黙って見ておるといことは、中国側からすれば大変な、友情であるか何かわかりませんが、私はそういうものであると思います。したがって、これについて刺激的な、しかも宣伝的な行動は慎むべきであり、国内政治的に必要なもののみを慎重に冷静にやるべきだと考えております⁵⁵。

私は有効支配は現在でも日本の国は十分やっておる、こういう解釈でありまして、これ以上有効支配を誇示することは、実力で来いと言わぬばかりのことです。そのようなことは日本の国益のためにもやるべきでない⁵⁶。

園田は、これ以上、実効支配を誇示することは、中国の実力行使を招き、国益にならないことを見通していた。炯眼をもつ政治家であった。

同年5月31日には、『読売新聞』が「尖閣問題を紛争のタネにするな」と題する社説で「魚釣島調査」について、以下の主張を展開している。「尖閣諸島の領有権問題は、1972年の国交正常化の時も、昨年夏の日中平和友好条約の調印の際にも問題になったが、いわゆる『触れないでおこう』方式で処理されてきた。つまり日中双方とも領土主権を主張し、現実論争が“存在”することを認めながら、この問題を留保し、将来の解決に待つこと日中政府間の了解がついた。それは共同声明や条約上の文書には

なっていないが、政府対政府のれっきとした“約束ごと”であることは間違いない。約束した以上は、これを順守するのが筋道である⁵⁷」と述べ、「その意味では、今回の魚釣島調査は誤解を招きかねないやり方だった⁵⁸」とし、「こんごとも、尖閣諸島問題に対しては慎重に対処し、決して紛争のタネにしてはならない⁵⁹。」と結んでいる。

これはまさに、前日と前々日の園田外相の答弁と同趣旨の見解であり、さらに次節で述べる1980年代の安倍晋太郎外相の見解とも平仄の合う主張である。当時は、外務省を中心とする日本政府だけでなく、「触れないでおこう」方式すなわち“棚上げ”の「暗黙の了解」を日本社会全体としても、受け入れる雰囲気があったことを示しているといえよう。

2.2 1985年——安倍晋太郎外相、領有権問題を否定 同時に「中国側とも相談」と答弁

その後、「はじめに」でも挙げたように、1985年4月、「中国との間に尖閣諸島の領有権をめぐる解決すべき問題はそもそも存在しない⁶⁰」との見解が、安倍晋太郎外相から発表された。これが、現在までつらなる政府見解である「領有権問題は存在しない」の最初の国会答弁である。日本政府による領有権問題の否定は、1990年代からだとする先行研究はあるが⁶¹、1985年4月の安倍外相の答弁が最初だと指摘したものは管見の限りない。

さらに、安倍外相はこの答弁のあとに続けて「中国が独自の主張を有しておりますことは御承知のとおりであります⁶²」と述べている。また、中国側に石油の共同開発を求める考えがあることは承知しているとして、東海大陸棚の開発については「今後中国側とも相談をしていく必要がある⁶³」と答えている。よく読めば、「中国が独自の主張」をしていることは「承知」との表現で、領土問題が事実上存在していることを認めるとも受け取れ、石油共同開発についても念頭においた上で、境界画定が絡む開発については「中国側とも十分に意見交換を重ねる必要がある⁶⁴」という現実的な対応を示している。これは、安倍晋三首相の父親による外相時の公式な発言として、「問題」解決のヒントになると筆者は考

える。

つまり、安倍外相の国会答弁においても、「公式見解＝解決すべき問題は存在しない」と「実務的対応＝中国側とも相談をしていく」との“現実的な知恵”とも言うべきダブルスタンダードがみられるのである。安倍がこの答弁で、「中国側とも相談をしていく」としているのは、「大陸棚の開発」と「日中間の境界画定等の問題」であって、領有権の問題を「相談」としては述べていない。1970年9月10日に、大臣として初めて日本の領有権を明言した愛知外相は、「領有権問題についてどこの国とも交渉をするというべき筋合いのものではない⁶⁵」との見解を示しながらも、同時に、大陸棚の問題については「本来全く異なる性質の問題である⁶⁶」として、「必要ならば話し合いに入ってもよい⁶⁷」と答弁していた。ここから明らかなように、日本政府は、尖閣領有権を明確に主張し始めた1970年9月から、領有権問題と大陸棚の開発や境界画定の問題は区別して使い分けていた。同年9月12日には、「魚釣島に中華民国の国旗を立てた⁶⁸」と報道され、台湾の国民政府に「申し入れ⁶⁹」をしたことについて、「これはいわゆる話し合いではございません⁷⁰」と愛知外相は強弁している。しかし、領有権や帰属の問題に触れずして、大陸棚の開発や境界画定の話し合いに、相手側が応じることがあり得るのだろうか。領有権については“話し合うべき筋合いではない”としつつ、大陸棚については“話し合いに入ってもよい”という日本政府のダブルスタンダードは、領有権を主張した1970年から始まっていたといえる。

安倍外相は、その前年の1984年5月にも、「尖閣諸島地域の開発につきましてはこれが専ら尖閣諸島に対する我が国の有効支配を誇示することを目的とするようなものととられかねないようなことについては慎重に対処する必要がある⁷¹」と答弁している。これは、前節で述べた実効支配を強める調査には「反対」という園田外相答弁および読売新聞の社説と同趣旨の現実的な考えである。

2009年以前の自民党政権下における外交実務上の対応は、「暗黙の了解」である「棚上げ」方式に基づいた現実的な実務対応であった。2004年3月24日、

中国人活動家7人が魚釣島に上陸した際の小泉政権は、上陸した活動家たちを逮捕はしたものの、強制送還するという“政治判断”を下した⁷²。同年3月24日に逮捕した当初、小泉首相は「法律に従って対処した」と述べていたが⁷³、26日になって、「日中関係に悪影響を与えないように大局的に判断しなければならないとして関係部署に指示した」と述べ、身柄を検察に送検せずに強制送還した⁷⁴。特に、逮捕された7人のうち1人は、靖国神社での落書き事件で有罪判決を受けて執行猶予中であり、どう考えても「法律に従って」、猶予は取り消されなければならないはずであった⁷⁵。領有権問題が存在しなくて、「暗黙の了解」もないのなら、1人の執行猶予は当然に取り消すべきであり、他の6人も正式に起訴をして、司法に委ねるほうが本来は問題にならないはずである。しかし、公式見解と実務対応を使い分けて、民主党から「弱腰」と批判されながらも、決定的な対立を回避する政治判断を小泉首相が下したのではないかと考えられる。2001年4月に首相に就任した小泉は、中国や韓国の強い反発にもかかわらず、5年連続で靖国神社への参拝を強行した。ゆえに、日中間の政治関係は冷え込み、中国国内では反日デモも起きた。それでも通商経済交流は進展したため、その現象は「政冷経熱」と揶揄されたが、日中間は非常に厳しい政治関係の中にあつた。しかるに、尖閣諸島をめぐる事案については小泉首相も「大局的に判断」したのである。

それに対して、2010年9月に発生した漁船衝突事件における菅内閣は、漁船の船長を逮捕したのみならず、拘留延長をして起訴する構えを見せた。それまでの「暗黙の了解」である「棚上げ」に基づいて行ってきた実務対応を、公式見解である「領有権問題も棚上げも存在しない」に合わせて実施してしまったと思われる。自民党政権は、公式見解と現実対応を使い分け、決定的な対立を回避してきたが、民主党政権は、公式見解に合わせた現実対応を行った。それにより、政府見解は変更していないにもかかわらず、中国側に「これまでの“暗黙の了解”を変更するのではないか」との疑心を抱かせ、解決を困難にしてしまったのではないか。

安倍晋三首相は、現実的な対応をとれなかった民主体制の失敗を教訓として、父親である安倍晋太郎外相の現実的な考えと小泉首相の「大局的」な判断に学ぶべきだと筆者は考える。

2.3 領有権問題と棚上げ合意を否定する政府答弁

1985年以降の日本政府は、1988年11月に、斎藤邦彦外務省条約局長が「尖閣列島というのは、我が国にとりまして領土問題でも何でもなく、我が国が有効に支配している我が国の領土の一部⁷⁶」と答弁し、1989年3月には、都甲岳洋欧亜局長が「尖閣諸島をめぐる解決すべき問題自体存在しない⁷⁷」と答えた。また、1991年4月には、柳井俊二条約局長が「我が国の立場からいたしまして領土問題があるということではございません⁷⁸」と述べているように、「解決すべき領有権の問題は存在しない」との趣旨の国会答弁を繰り返し行ってきた。

では、2010年10月に前原外相が「棚上げ論について中国と合意したという事実はございません⁷⁹」と否定した「棚上げ」についてはどうなのか。「はじめに」で述べたように、日中平和友好条約締結前の1975年10月に、「いわゆるたな上げというような形で日中の条約交渉が行われているという事実はございません⁸⁰」と宮澤喜一外相が答弁して以来、以下のように、一貫して「棚上げ」を否定している。

1978年4月、中江要介外務省アジア局長は、1972年9月の国交正常化の首脳会談において、「尖閣諸島の問題は議題にされたことはない⁸¹」とし、「この問題についてたな上げにするというような合意なり了解⁸²も「ない⁸³」と答え、さらに、「秘密協定的あるいは秘密的な話し合い⁸⁴」についても、「ないと断言できます⁸⁵」と棚上げを完全に否定した。1988年11月、外務省の斎藤条約局長が⁸⁶、1989年3月には都甲欧亜局長が⁸⁷、1989年12月には鈴木勝也外務大臣官房審議官が⁸⁸、また1991年4月には柳井俊二条約局長も⁸⁹、それぞれ棚上げ合意を否定する答弁をした。このように、「領有権と帰属の問題を棚上げした事実はない」との趣旨の答弁を繰り返しており、政府見解としては、1975年から一貫して「棚上げ合意」を否定している。領有権問題の否定とあ

わせて、2010年に民主党政権が初めて主張した見解ではない。

第3章 「固有の領土」論を超え、政策的解決へ

3.1 尖閣諸島領有の経緯と中国側の意図

外務省の「尖閣諸島についての基本見解」によれば、尖閣領有の経緯は、「1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行なって正式にわが国の領土に編入することとした⁹⁰」である。奥原敏雄ら日本の国際法学者は、この閣議決定は国際法上の「無主地先占」すなわち「先占の法理」を根拠にしていると主張する。しかし、1885年7月、沖縄県令の西村捨三が内務卿山縣有朋から内命を受け、無人島調査を行い、国標建設を上申してから10年後の日清戦争の帰趨が明らかになる時期に、領土編入となる国標建設の閣議決定が行われた。これは、伊藤隆らが言うように「10年前は弱小国日本としてアジアの超大国中国に遠慮しなければならなかったのに反し、中国が弱体化したため遠慮の必要がなくなって、正しいと信じたことを実行できた⁹¹」といえよう。ゆえに、「日本が、日清戦争の最中の火事場泥棒の如く、下関条約という正式の両国外交交渉の場で尖閣諸島の領有権画定が問題になる前に、近代法の知恵を利用して『無主物先占』宣言をあえてした⁹²」と中国側が認識することを、「100%間違いである」と断定するには躊躇する。現実の歴史的過程や、“領土を奪われた”という中国側の感情を無視して、日本が「法理」を主張すれば、議論は平行線をたどるであろう。

さらに、この閣議決定は魚釣島と久場島のみと言及し、久米赤島（赤尾嶼・大正島）と北小島・南小島および岩礁については対象外であり、久米赤島が大正島と改名されて国有地台帳に記載されたのは1921年7月である。したがって、奥原敏雄や尾崎重義は久米赤島が日本に編入されたのは1921年とするのが正当だとしている⁹³。一方、芹田健太郎は1895年の閣議決定から久米赤島を除外する必要はないとする⁹⁴など、久米赤島が日本に編入された時期については、学者によって見解が異なっている。加えて、

閣議決定された「標杭」が実際に建設されたのは決定から74年後の1969年である。

また、伊藤隆と百瀬孝が指摘するように、「これは官報に出たわけではなく、外国にも通告されておらず、領土編入について無主地先占の手続きをふんだとは到底いえない⁹⁵」秘密裏の決定であった。にもかかわらず、「固有の領土であり、解決すべき領有権の問題は存在しない」と主張して、一切の話し合いに応じないというのは、いかがなものだろうか。

一方、中国側の主張の最大の弱点は、1971年になってから突然に領有権を主張しはじめたことである。1895年段階で抗議しなかったのは、日清戦争に負けたのだから、台湾の割譲には抵抗しても小さな無人島の尖閣諸島については言及する余裕もなかったと解釈できる余地もある。しかし、1945年にはアメリカ合衆国（以下、米国）やグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下、英国）と並ぶ戦勝国であったにもかかわらず、中華民国は尖閣諸島の返還を求めなかったのである⁹⁶。

国際法学者の松井芳郎は、「先占の法理が西欧先進国によるアジア・アフリカ世界の植民地的な進出を正統化するための法理として生み出されたものであ⁹⁷」り、先占の法理を尖閣紛争に適用することについての批判的見解が少なくないとしている⁹⁸。その上で、「権原の歴史的凝固 (historical consolidation of title)⁹⁹」の理論を根拠に、中国が1971年の決定的期日（クリティカル・デート）に至るまでに日本の領有に対して一貫して抗議を行わなかったことから、「日本の立場は権原の歴史的凝固によって正当化される」としている¹⁰⁰。松井は、「領有権の問題は存在しない」という日本政府の主張について、「国際法上確立した『紛争』の定義に照らして正当化できないだけでなく、国際社会の支持と理解をまったく得ていない¹⁰¹」と批判している。それでも、国際法の観点からは、上記のように日本の立場は「正当化される」と結論づけている。

筆者の見解は、先占の法理だけを根拠に日本の領有を主張するには無理があると考えるが、中国が1971年に至るまでに日本の領有に対して一貫して抗議を行わなかったという事実に鑑み、日本の主張に

分があるというものである。したがって、尖閣諸島は日本の領土である。しかし、上述したような歴史的経緯と1970年になってから領有権を明言したことを考慮すれば、中国側の主張をすべて退けるのではなく、領有権問題の存在を、または少なくとも「主張の違い」を認めた上で、「新たな棚上げ論」による現状凍結の明文化を提起したい。

2012年の野田内閣による「国有化」の閣議決定によって「パンドラの箱」が開かれ、それ以降、中国側は公船を頻繁に接続水域内に入域させ、領海内への侵入も躊躇しなくなった¹⁰²。実効支配をしているのは日本だけでなく、中国も実効支配しつつあるのだという姿勢を示している¹⁰³。しかし、それでも現段階においては、日本の実効支配の度合いが強い“現状”であるといえる。それをふまえると、中国側がこれ以上の実効支配を強めることのないよう、その“現状”を凍結することが、日本に有利な条件であり、国益にかなっていると考える¹⁰⁴。火器管制レーダーの照射や防空識別圏の設定などの「現状を力によって変更しようとする挑発行為¹⁰⁵」をみれば、中国が力による一方的な実効支配を目指すのではないかとの不安を持つ日本人も多いだろう。

しかし、習近平国家主席は、2013年7月30日、中国共産党政治局の第8回集団学習会で「『主権はわが国に属するが、争いは棚上げし、共同開発する』との方針を堅持し、相互友好協力を推進し、共通利益の一致点を探し求め、拡大しなければならない¹⁰⁶」と述べている。同時に、国家の核心的利益は犠牲にできないとも言及し、海洋権益を断固として守るよう指示したという。つまり、力による一方的な実効支配を目指すのではなく、「棚上げ」と「共同開発」を、長引く問題解決の“落としどころ”とすべく探っているものと考えられる。

3.2 尖閣「問題」への処方箋 共同開発の検討を

それゆえに、尖閣「問題」の解決のためには、まず尖閣諸島の現状凍結を明文化し、さらに調査開発等については進め方を協議すべきだと筆者は考える。台湾の馬英九総統が、「東海和平倡議（東シナ海平和イニシアチブ）¹⁰⁷」で提起しているように、

国家の領土と主権は分割できないが、天然資源を分かち合うことは可能である。

尖閣周辺の資源開発に関しては、石油資源開発株式会社取締役および顧問を務めた猪間明俊が「資源開発の立場から見た尖閣諸島問題」と題する論文を発表している。猪間は同論文の中で、石油・天然ガス開発が大変なリスク産業であり、世界中で共同開発が常態化している現状をふまえ、尖閣問題解決のための以下の選択肢を示している。諸島の領有権を主張し続けるなら、戦争を覚悟しない限り、日本がその資源を手に入れることは出来ない。また領有権の問題は棚上げして何らかの形で共同開発することは友好には寄与するが、石油ではなく天然ガスだった場合は、日本側の取り分は台湾または中国に持って行くことにならざるを得ない。さらに、中国側からよい条件で共同開発を申し入れて来るまで現状で放置する方法もあるが、多大な恩を売る形で尖閣諸島の領有権を中国に渡してしまうのも一つの解決法であるとする。それは中国との友好関係改善に役立つはずで、日本人の居住地から遠く離れた資源価値の低い島嶼を死守するためにかかる防衛費が不要になるという以上のメリットを生むかもしれないという。いずれにせよ、尖閣問題は どうすることが最も国益にかなうかを多面的に考えて処理されるべきであり、偏狭なナショナリズムだけでは解決できないことと心得るべきであると猪間は述べている¹⁰⁸。

現在の尖閣諸島をめぐる日中両国の緊張関係は、いつ不測の事態が起きてもおかしくないほど危険な状態であるといえよう。評論家の石川好は、「日本と中国。いまこの二つの国は、銃火の音は聞こえていないにもかかわらず、心理状況から見れば交戦状態に入っている¹⁰⁹」と憂慮している。

3.3 「棚上げ」から国境の画定へ 政策的解決の提言

尖閣諸島をめぐる艦船および航空機の対峙が「不測事態」を招きかねない現状を緩和するには、双方の主張の違いは棚上げにし、資源開発は共同で行なうことを目指して話し合いのテーブルにつくべきである。資源の共同開発については、2008年に政府間で合意されながらも進捗していない東シナ海ガス田

を先に進め、信頼関係が醸成された後に尖閣周辺についても協議の対象とすればよい。

そのためには、自民党が2012年12月の総選挙での公約に掲げた「公務員の常駐化」や「周辺漁業環境の整備」等¹¹⁰，“現状”を変更する行為は行わないことをまずは水面下で約束し，“現状”を維持し凍結することを確認する。これは、両国の国民感情が相当程度改善されるまで公表する必要はない。同時に、経済や環境・文化・学術・スポーツ・青年・子ども等、あらゆる分野の交流を拡大して、国民感情を改善することに両国が努力することも必要となるだろう。

日中両国政府間において、話し合いが可能になった段階で、まず防衛当局間による「不測の事態の回避・防止のための取組¹¹¹」を進展させるべきである。特に、不測事態を防ぐためには、日中防衛当局間の海上連絡メカニズムを構築し、1993年に日本がロシア連邦との間に締結した「領海の外側に位置する水域及びその上空における事故の予防に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定¹¹²」（以下、海上事故防止協定 Incident at Sea Agreement）のような協定を中国との間に締結すべきだと考える。海上事故防止協定に関しては、海上自衛隊幹部学校教官の石原敬浩 2等海佐も、論文「わが国の海洋戦略について 海上事故防止協定（INCSEA）の国際制度化を中心として」の中で、1972年に調印された「米ソ海上事故防止協定」の意義を高く評価している¹¹³。1998年には米国と中国の間でも、米中海上安全協議協定が調印されている。

日中間において、防衛当局による不測事態の回避のための取組が進み、様々な分野での交流が進展した結果として国民感情が相当に改善された段階で、日本側は、「尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在していません」との日本政府の「基本見解」は改め、「固有の領土」との表現は用いないようにすることを提起したい。とはいえ、「尖閣諸島は日本の領土である」ということは、あらゆる手段を尽くして主張し続け、国境を画定するための交渉をすべきであるだろう。現状を凍結する「新たな棚上げ論」は、不測事態から紛争事態に発展す

ることを防ぐための短期的な解決策であるからである。

両者の主張が異なる領土問題を永久に棚上げにすることは、かえって問題を抱え続けることになりかねない。新たな棚上げ論によって、話し合いを行うことが可能な雰囲気であれば、「合意がないという事実」から出発して、いかに合意できるかを考え¹¹⁴、何らかの形で国境を画定するための努力をすべきである。1985年に領有権問題を否定しながらも、同時に、「日中間の境界画定等の問題¹¹⁵」については「中国側とも十分に意見交換を重ねる必要がある（中略）。意見交換によらずしてこの問題を進めるということはなかなか困難ではないか¹¹⁶」と答弁した安倍晋太郎外相の息子が今の首相であることに歴史の怪しき因縁を感じる。国境画定のための具体的な知恵は、名嘉憲夫の著書¹¹⁷に多くの示唆がある。

尖閣周辺の海域、および上空における不測の事態がエスカレートして危機的な状況が生じないように、交渉を開始するための準備が喫緊の課題である。自国の領有権の主張に不都合となる事実もふまえた上で、何が国益なのか、冷静な議論ができるようになるきっかけの一つに、この小論がなることを期待する。

注

- 1 魚釣島（釣魚台）、久場島（黄尾嶼）、大正島（久米赤島・黄尾嶼）、北小島、南小島という5つの島と沖ノ北岩・沖ノ南岩・飛瀬という3つの岩礁からなる総面積で約6平方キロメートルの島々。1970年頃は、尖閣列島と呼ばれることが多かったが、本稿では、現在一般的な呼称となっている尖閣諸島と呼ぶことにする。浦野起央『(分析・資料・文献) 増補版 尖閣諸島・琉球・中国』三和書籍、2005年、5～8頁。
- 2 外務省ホームページ「尖閣諸島について（PDF）」4枚目
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf> 2014年8月20日閲覧。
- 3 外務省ホームページ「尖閣諸島についての基本見解」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/kenkai.html> 2014年8月1日閲覧。
- 4 2012年9月11日、それまで私有地であった尖閣諸島の魚釣島・北小島・南小島を日本政府が購入したことが、尖閣「国有化」と呼ばれ、中国側による激しい反発を引き起こした。
- 5 一般に、尖閣諸島問題における「棚上げ」とは、主張

- の違いを棚上げして、現状を維持し、中国側は日本の実効支配を黙認するかわりに、日本側は実効支配を強めることはしない「暗黙の了解」を指す。中国語ではこの「暗黙の了解」を「默契」（日本語のニュアンスでは黙約に近い）という。
- 6 衆議院安全保障委員会議録第2号, 2010年10月21日。
 - 7 朱建栄「中国側から見た『尖閣問題』」『世界』2012年11月号, 105~106頁。孫崎享『検証 尖閣問題』岩波書店, 2012年, 71~72頁。矢吹晋『尖閣問題の核心』花伝社, 2013年, 22~23頁など。
 - 8 1972年9月の日中国交正常化交渉に参加し、日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明（日中共同声明）草案を作成した当時の外務省条約課長であった栗山尚一（後に外務事務次官、駐米大使）は、「尖閣問題は『棚上げ』するとの暗黙の了解が首脳レベルで成立したと理解している」（栗山尚一「尖閣諸島と日中関係『棚上げの意味』」『アジア時報』2012年12月号, 6頁）と述べている。
 - 9 本論文でとりあげた答弁者の肩書は全て当時のものであり、引用文中の傍点ルビは筆者が付したものであること。漢数字は算用数字に改めた箇所があることを付記しておく。
 - 10 参議院水産委員会会議録第7号, 1954年2月15日。
 - 11 緑間栄『尖閣列島』ひるぎ社, 1984年, 114~115頁。琉球米民政府文書「米軍の射撃演習の地域と範囲」南方同胞援護会『季刊沖繩』第56号, 1971年3月, 150~157頁。海上保安庁海洋情報部ホームページ「在日アメリカ合衆国軍海上訓練区域一覧表」など。
<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN11/anzen/Us97/US97.html> 2013年7月10日閲覧
 - 12 衆議院外務委員会議録第37号, 1955年7月26日。
 - 13 衆議院沖繩問題等に関する特別委員会議録第13号, 1967年6月20日。
 - 14 同上。
 - 15 衆議院外務委員会議録第17号, 1967年7月12日。
 - 16 同上。
 - 17 同上。
 - 18 衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第2号, 1968年8月9日。
 - 19 同上。
 - 20 同上。
 - 21 衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第10号, 1969年4月15日。
 - 22 同上。
 - 23 参議院予算委員会第一分科会会議録第3号, 1970年4月15日。
 - 24 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会（第63回国会閉会後）会議録第3号, 1970年8月10日。
 - 25 同上。
 - 26 前掲『季刊沖繩』第56号, 178頁。
 - 27 新崎盛暉「沖繩は、東アジアにおける平和の『触媒』となりうるか」『現代思想』2012年12月号, 155頁。
 - 28 衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第14号（閉会中審査）1970年9月7日。
 - 29 衆議院外務委員会議録第19号（閉会中審査）1970年9月10日。
 - 30 「琉球政府 尖閣列島の“領有宣言” 鉱業権年内に認可」「（解説）所属明確化、本土政府の重要課題」『朝日新聞』1970年9月11日。
 - 31 前掲『季刊沖繩』第56号, 180~182頁。
 - 32 同上。
 - 33 同上。
 - 34 参議院決算委員会（第63回国会閉会後）会議録第7号, 1970年10月7日。
 - 35 榑崎弥之助「尖閣列島に関する質問主意書」1971年11月5日提出, 質問第2号。
 - 36 内閣総理大臣佐藤栄作「衆議院議員榑崎弥之助君提出尖閣列島に関する質問に対する答弁書」内閣衆質第67第2号, 1971年11月12日。
 - 37 波多野澄雄編『日本の外交第2巻外交史戦後編』岩波書店, 2013年, 38頁など。
 - 38 尾崎重義「尖閣諸島の帰属について（上）」『レファレンス』第259号, 1972年8月, 30~48頁。
 - 39 高橋庄五郎『尖閣列島ノート』青年出版社, 1979年, 1~2頁。
 - 40 前掲『季刊沖繩』第56号, 256頁。
 - 41 「尖閣列島研究の背景と原点（対談）」島嶼資料センター『島嶼研究ジャーナル』創刊号, 2012年, 82頁。
 - 42 井上清『新版「尖閣」列島』第三書館, 2012年, 147頁。
 - 43 前掲『島嶼研究ジャーナル』創刊号, 72~82頁。
 - 44 外務省ホームページ 前掲「尖閣諸島について（PDF）」4枚目
 - 45 平岡昭利『アホウドリと「帝国」日本の拡大南洋の島々への進出から侵略へ』明石書店, 2012年, 52~69頁。
 - 46 石井明, 朱建栄, 添谷芳秀, 林暁光編『記録と考証日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』岩波書店, 2003年, 68頁。
 - 47 同上。
 - 48 村田忠禧『尖閣列島・釣魚島問題をどう見るか』日本橋報社, 2004年, 6~7頁, 43~46頁, 65~66頁。
 - 49 新崎盛暉「沖繩は、東アジアにおける平和の『触媒』となりうるか」155頁。
 - 50 徐勇「钓鱼岛：东亚历史与地缘战略关系再探讨」『中国抗战与世界反法西斯战争纪念中国人民抗日战争暨世界反法西斯战争胜利60周年学术研讨会文集（下卷）』1243頁。
 - 51 罗欢欣「学者称钓鱼岛系中国固有领土 有史为宪法理确凿」『法制日报』2012年9月25日。
 - 52 康德瑰「钓鱼岛的所为“所有权”转移及其背后的经济因素」『国际观察』, 2012年第6期。
 - 53 1978年4月12日, 約100隻の中国国旗をたてた漁船が尖閣諸島に接近し, うち約10隻が係争海域に入って操業し, その状態が二週間続いた事件。この事件の真相は謎

- だが、同年8月、園田直は鄧小平との会談で「二度とあのようなことが起こらないように希望したい」旨を述べ、鄧小平も「今後はやらない」旨を約束したという(矢吹晋『尖閣問題の核心』76～83頁)。
- 54 衆議院外務委員会議録第14号、1979年5月30日。
 55 衆議院内閣委員会議録第14号、1979年5月29日。
 56 衆議院外務委員会議録第14号、1979年5月30日。
 57 「読売新聞」社説、1979年5月31日、12版、4面。
 58 同上。
 59 同上。
 60 衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第5号、1985年4月22日。
 61 岡田充『尖閣諸島問題 領土ナショナリズムの魔力』蒼蒼社、2012年、108頁。
 62 衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第5号、1985年4月22日。
 63 同上。
 64 同上。
 65 衆議院外務委員会議録第19号(閉会中審査)、1970年9月10日。
 66 同上。
 67 同上。
 68 衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第19号(閉会中審査)1970年9月12日。
 69 同上。
 70 同上。
 71 衆議院外務委員会議録第13号、1984年5月9日。
 72 春原剛『暗闘尖閣国有化』新潮社、2013年、12頁、99～104頁。
 73 「日本毅然と『領有権』示す」『読売新聞』2004年3月25日付。
 74 「首相判断 弱腰批判も」『産経新聞』2004年3月27日付。
 75 小島朋之『崛起する中国 日本は中国とどう向き合うのか?』芦書房、2005年、187頁。
 76 参議院外務委員会議録第2号、1988年11月8日。
 77 参議院外務委員会議録第2号、1989年3月28日。
 78 衆議院安全保障特別委員会議録第6号、1991年4月26日。
 79 衆議院安全保障委員会議録第2号、2010年10月21日。
 80 衆議院予算委員会議録第3号、1975年10月22日。
 81 衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第6号、1978年4月19日。
 82 同上。
 83 同上。
 84 同上。
 85 同上。
 86 参議院外務委員会議録第2号、1988年11月8日。
 87 参議院外務委員会議録第2号、1989年3月28日。
 88 衆議院内閣委員会議録第5号、1989年12月1日。
 89 衆議院安全保障特別委員会議録第6号、1991年4月26日。
 90 前掲「尖閣諸島についての基本見解」外務省ホームページ。
 91 伊藤隆監修、百瀬孝著『史料検証 日本の領土』河出書房新社、2010年、68頁。
 92 瀬藤厚『領土問題と歴史認識』スペース伽耶、2012年、115頁。
 93 奥原敏雄「尖閣列島の領土編入経緯」『政経學會誌』第4号、1975年2月、39頁。尾崎重義「尖閣諸島の帰属について(中)」『レファレンス』第261号、1972年10月、49頁。
 94 芹田健太郎『日本の領土』中央公論新社、2010年、154頁。
 95 伊藤監修、百瀬、前掲書、69頁。
 96 松竹伸幸『これならわかる日本の領土紛争』大月書店、2011年、118～119頁。
 97 松井芳郎「歴史と国際法のはざままで——尖閣紛争を考える」『法学セミナー』2014年1月号、32頁。
 98 同上。
 99 松井、前掲論文、33頁。ICJ(International Court of Justice、国際司法裁判所)がノルウェー漁業事件判決(1951年)で提起した考えに基づくもので、ある領域権原の主張が一貫した長年の慣行と他国による反対の欠如の結果として凝固し、すべての国に対して対抗可能となるとする考えである。この理論に対しては学説上の批判があるだけでなく、ICJ自身も後のカメルーン・ナイジェリア領土海洋境界事件本案判決(2002年)では、これに対して消極的な態度を取ったと松井は説明する。
 100 松井、前掲論文、33～34頁。
 101 松井、前掲論文、30頁。
 102 海上保安庁ホームページ「尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向と我が国の対処」中国公船等による尖閣諸島周辺の接続水域内入域及び領海侵入隻数(月別)
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/senkaku/index.html> 2014年12月31日閲覧。
 103 岡田充「尖閣は日中が共に『実効支配』首脳会談の早期実現は困難」『海峡兩岸論』第36号、2013年4月。21世紀中国総研ホームページ。
http://www.21ccs.jp/ryougan_okada/ryougan_38.html 2014年8月20日閲覧。
 104 「尖閣に領有権に関して日中間に紛争が生じている事実を認めることは、いかなる意味でも紛争の相手国である中国の主張の正当性を認めるものではない。また、紛争の存在を認めた上で、その解決のための方策について相手国と話し合うことが、自らの立場の正当性を損なうことでないことも当然である。(中略)外交交渉に不可欠な譲歩や妥協が難しい問題であるからこそ、『棚上げ』が紛争解決の選択肢となりうるのである」栗山、前掲論文、7頁。
 105 外務省ホームページ「ポジション・ペーパー：尖閣諸島をめぐる日中関係」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/position_

- paper3_jp.html 2014年3月15日閲覧。
- 106 (筆者訳)。中国新闻网ホームページ「习近平：进一步经略海洋 推动海洋强国建设」
<http://www.chinanews.com/gn/2013/07-31/5108322.shtml> 2014年8月10日閲覧。
 原文は、「要维护国家海洋权益，着力推动海洋维权向统筹兼顾型转变。我们爱好和平，坚持走和平发展道路，但决不能放弃正当权益，更不能牺牲国家核心利益。要统筹维稳和维权两个大局，坚持维护国家主权，安全，发展利益相统一，维护海洋权益和提升综合国力相匹配。要坚持用和平方式，谈判方式解决争端，努力维护和平稳定。要做好应对各种复杂局面的准备，提高海洋维权能力，坚决维护我国海洋权益。要坚持“主权属我，搁置争议，共同开发”的方针，推进互利友好合作，寻求和扩大共同利益的汇合点」。
- 107 台北駐日文化經濟代表処ホームページ「東シナ海平和イニシアチブ」
<http://www.roc-taiwan.org/JP/ct.asp?xItem=302731&ctNode=11514&mp=202&nowPage=2&pagesize=45>
 2013年7月30日閲覧
- 108 猪間明俊「資源開発の立場から見た尖閣諸島問題」『世界』2011年3月別冊，36～44頁。
- 109 石川好『漫画家たちの「8.15」』潮出版社，2013年，7頁。
- 110 自民党ホームページ「132 尖閣諸島の実効支配強化と安定的な維持管理」『J-ファイル2012自民党総合政策集』41頁。
 「わが国の領土でありながら無人島政策を続ける尖閣諸島について政策を見直し，実効支配を強化します。島を守るための公務員の常駐や周辺漁業環境の整備や支援策を検討し，島及び海域の安定的な維持管理に努めます」。
http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf 2013年12月1日閲覧。
- 111 防衛省『防衛白書 平成25年版』2013年，238頁。
- 112 外務省ホームページ「領海の外側に位置する水域及びその上空における事故の予防に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H5-2203.pdf> 2013年12月3日閲覧。
- 113 石原敬浩「わが国の海洋戦略について 海上事故防止協定（INCSEA）の国際制度化を中心として」『波濤』2010年11月，23～24頁。
- 114 名嘉憲夫『領土問題から「国境画定問題」へ』明石書店，2013年，221頁。
- 115 衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録 第5号，1985年4月22日。
- 116 同上。
- 117 名嘉憲夫『領土問題から「国境画定問題」へ』明石書店，2013年。

参考文献

日本語文献

- 新崎盛暉「沖縄は，東アジアにおける平和の『触媒』となりうるか」『現代思想』2012年12月号，148～157頁。
- 石井明，朱建榮，添谷芳秀，林暁光編『記録と考証日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』岩波書店，2003年。
- 石川好『漫画家たちの「8.15」』潮出版社，2013年。
- 石原敬浩「わが国の海洋戦略について 海上事故防止協定（INCSEA）の国際制度化を中心として」『波濤』2010年11月，19～25頁。
- 伊藤隆監修，百瀬孝著『史料検証 日本の領土』河出書房新社，2010年
- 井上清『新版「尖閣」列島』第三書館，2012年。
- 猪間明俊「資源開発の立場から見た尖閣諸島問題」『世界』2011年3月別冊，36～44頁。
- 奥原敏雄「尖閣列島の領土編入経緯」『政経學會誌』第4号，1975年2月，7～47頁。
- 奥原敏雄「尖閣列島研究の背景と原点（対談）」島嶼資料センター『島嶼研究ジャーナル』創刊号，2012年6月，72～82頁。
- 尾崎重義「尖閣諸島の帰属について（上）」『レファレンス』第259号，1972年8月，30～48頁。
- 尾崎重義「尖閣諸島の帰属について（中）」『レファレンス』第261号，1972年10月，28～60頁。
- 海上保安庁海洋情報部ホームページ「在日アメリカ合衆国軍海上訓練区域一覧表」
<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN11/anzen/Us97/US97.html> 2013年7月10日閲覧
- 外務省ホームページ「尖閣諸島について（PDF）」4枚目
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/pdfs/senkaku.pdf> 2014年8月20日閲覧。
- 外務省ホームページ「尖閣諸島についての基本見解」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/kenkai.html> 2014年8月1日閲覧。
- 外務省ホームページ「ポジション・ペーパー：尖閣諸島をめぐる日中関係」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/position_paper3_jp.html 2014年3月15日閲覧。
- 外務省ホームページ「領海の外側に位置する水域及びその上空における事故の予防に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H5-2203.pdf> 2013年12月3日閲覧。
- 栗山尚一「尖閣諸島と日中関係『棚上げの意味』」『アジア時報』2012年12月号，4～10頁。
- 額額厚『領土問題と歴史認識』スペース伽耶，2012年。
- 小島朋之『崛起する中国 日本は中国とどう向き合うのか？』芦書房，2005年。
- 自民党ホームページ「132 尖閣諸島の実効支配強化と安定的な維持管理」『J-ファイル2012自民党総合政策集』41頁。

http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf 2013年12月1日閲覧。

朱建榮「中国側から見た『尖閣問題』」『世界』2012年11月号, 103~111頁。

春原剛『暗闘尖閣国有化』新潮社, 2013年。

芹田健太郎『日本の領土』中央公論新社, 2010年。

台北駐日文化経済代表処ホームページ「東シナ海平和イニシアチブ」

<http://www.roc-taiwan.org/JP/ct.asp?xItem=302731&ctNode=11514&mp=202&nowPage=2&pagesize=45>

2013年7月30日閲覧

高橋庄五郎『尖閣列島ノート』青年出版社, 1979年。

名嘉憲夫『領土問題から「国境画定問題」へ』明石書店, 2013年。

南方同胞援護会『季刊沖繩』第56号, 1971年3月。

波多野澄雄編『日本の外交第2巻外交史戦後編』岩波書店, 2013年。

平岡昭利『アホウドリと「帝国」日本の拡大 南洋の島々への進出から侵略へ』明石書店, 2012年。

防衛省『防衛白書 平成25年版』2013年。

孫崎享『検証 尖閣問題』岩波書店, 2012年。

松井芳郎「歴史と国際法のはざままで——尖閣紛争を考える」『法学セミナー』2014年1月号, 30~35頁。

松竹伸幸『これならわかる日本の領土紛争』大月書店, 2011年。

緑間栄『尖閣列島』ひるぎ社, 1984年。

村田忠禧『尖閣列島・魚釣島問題をどう見るか』日本僑報社, 2004年。

矢吹晋『尖閣問題の核心』花伝社, 2013年。

中国語文献

徐勇「钓鱼岛：东亚历史与地缘战略关系再探讨」『中国抗战与世界反法西斯战争纪念中国人民抗日战争暨世界反法西斯战争胜利60周年学术研讨会文集（下卷）』1243頁。

中国新闻网ホームページ「习近平：进一步经略海洋 推动海洋强国建设」

<http://www.chinanews.com/gn/2013/07-31/5108322.shtml> 2014年8月10日閲覧。

罗欢欣「学者称钓鱼岛系中国固有领土 有史为凭法理确凿」『法制日报』2012年9月25日。

廉德瑰「钓鱼岛的所为“所有权”转移及其背后的经济因素」『国际观察』, 2012年第6期。